

川崎市交通局郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市交通局契約規程（昭和42年川崎市交通局規程第4号。以下「契約規程」という。）第16条第2項に基づき、交通局が執行する書留郵便の方法による入札（以下「郵便入札」という。）について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 契約規程第16条第2項に定める入札執行上特に必要があると認めるときとは、次に掲げるときとする。

(1) 設計金額が400万円超の工事請負契約について競争入札で執行するとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、交通局長（以下「局長」という。）が入札執行上特に必要があると認めるとき。

(入札回数)

第3条 入札回数は原則2回とします。

(入札書の送付方法等)

第4条 郵便入札の入札参加者は、入札書を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法（以下「書留郵便物」という。）で、提出期限までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、局長が認める場合はこの限りでない。

2 積算内訳書の提出を求める場合においては、積算内訳書を同封しなければならない。

3 郵便入札の提出先は、川崎市の事務所の位置に関する条例（昭和39年川崎市条例第38号）の定める事務所の位置とする。

4 郵送用封筒の宛名は「川崎市交通局企画管理部経理課長（入札事務取扱課

長)」とし、封筒の表には、開札日及び件名を記載するとともに、※入札書在中と記載しなければならない。また、封筒の裏には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者名を記載しなければならない。ただし、工事請負契約案件に係る郵送用封筒の宛名は「川崎市財政局資産管理部契約課長（入札事務取扱課長）」としなければならない。

5 郵送用封筒には封印をしなければならない。

（入札書の提出期限）

第5条 入札書の提出期限は、原則として開札の日の前々日とし、公告又は指名通知書等において明示するものとする。

2 前項の規定に基づく入札書の有効性は、川崎市公文書管理規程（昭和36年川崎市訓令第2号）第11条第1項第7号に規定する書留等配布簿に記載された日付をもって決する。

（開札）

第6条 入札者又はその代理人（以下「参加者」という。）は、開札時に立ち会うことができる。

2 参加者の全部又は一部が開札に立ち会わない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第1項に基づき、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うものとする。

3 落札となるべき同価の入札をした参加者が2者以上ある場合は、当該参加者が開札に立ち会っている場合は、その場においてくじを執行するものとする。当該参加者が立ち会っていない場合は、あらかじめ指定した日時に当該参加者の来庁を求めて、くじを執行するものとする。当該参加者が来庁しない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを執行するものとする。

4 前項に規定するくじの執行は、工事請負契約に係る案件については、積算疑義申立て期間経過後に行うものとする。

(入札の無効)

第7条 契約規程第7条第9号の規定に基づき、郵便入札においては次の各号のいずれかに該当する場合の入札を無効とする。

- (1) 第4条第1項に定める提出期限までに提出されないとき。
- (2) 書留郵便物として提出しないとき。
- (3) 最低制限価格を下回るとき。
- (4) 積算内訳書の提出を求めた場合において、積算内訳書が提出されないとき。
- (5) 提出された積算内訳書に不備等のあるとき。
- (6) 工事請負契約案件に係る一般競争入札において、設計図書類の購入が確認できないとき。
- (7) 1つの封筒で複数の入札書等を提出したとき。
- (8) 2回目の入札において提出された入札書に記載した金額が1回目の最低金額以上であるとき。
- (9) その他契約規程又は川崎市交通局競争入札参加者心得に違反するとき。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。